

経 済 産 業 省

20220425貿局第2号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」（平成12・12・15貿局第3号（平成12年12月28日公布））の全部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月9日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」（平成12・12・15貿局第3号（平成12年12月28日公布））の全部改正について

「輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」（平成12・12・15貿局第3号（平成12年12月28日公布））の全部を改正する規程を次のように定め、令和4年5月10日から実施します。

輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号、以下「輸出令」という。）、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号、以下「輸入令」という。）及び外国為替令（昭和55年政令第260号、以下「外為令」という。）並びにこれらに基づく規定、並びに輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和30年通商産業省令第54号、以下「輸取省令」という。）において規定する円表示金額の換算方法は、令和4年5月10日以降、以下のとおり行うものとする。

- 1 輸出令及び輸入令並びにこれらに基づく規定並びに輸取省令（以下「輸出令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。）第7条第1項の規定に基づき、財務大臣が日本銀行において公示する契約締結日の属する期間の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（以下「基準外国為替相場等」という。）を用いて行うものとする。また、輸出令等において規定する円表示金額の暗号資産への換算は、外為令第21条並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号、以下「貿易外省令」という。）第13条及び第14条の規定を準用し、契約締結日の属する月の前月の末日の暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行い、輸出令等において規定する円表示金額の外国通貨又は暗号資産以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）への換算は、契約締結日の属する月の前月の末日のその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。
- 2 外為令及びこれらに基づく規定（以下「外為令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、契約締結日の属する期間の基準外国為替相場等を用いて行うものとする。また、外為令等において規定する円表示金額の暗号資産への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他合理的と認められる方法により行うものとし、貿易外省令第9条第3項に規定する総価額の換算方法について貿易外省令第13条の規定を適用する場合における同条中の「その他合理的と認められる方法」とは、契約締結日の属する月の前月の末日の暗号資産の相場を用いる方法をいうものとする。外為令等において規定する円表示金額のその他の財産的価値への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。